

<各種認定制度について>



■ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況など優良な中小企業を国が認定する制度です。「若者雇用促進法」という法律に基づいて厚生労働省が実施しています。認定の基準は、残業時間が少ないこと、離職率が低いこと、有休が一定日数取得されていること、育休の取得者がいること、内定取り消し・解雇を行っていないことなどです。



■くるみん認定

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる企業を認定する制度です。「次世代育成支援対策推進法」という法律に基づいて厚生労働省が実施しており、子育てサポート企業の証としてくるみんマーク認定を受けることができます。「くるみん」のほか、「トライくるみん」「プラチナくるみん」もあり、それぞれ認定基準が異なります。令和4年度から従来の認定制度と併せて、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業の取組も推進しています。



■えるぼし認定

女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定する制度です。「女性活躍推進法」という法律に基づいて厚生労働省が実施しています。評価基準の達成度合いによって3段階に分かれています。その中でも取り組みの実施状況が特に優良である等の、一定の要件を満たした場合に「プラチナえるぼし」という認定がなされます。



■健康経営優良法人認定制度

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから評価を受けることができる環境を整備することを目的に、2016年度に経済産業省が創設した制度です。大規模法人、中小規模法人でロゴマークの色が異なります。(それぞれ特にモデルケースとなる上位500社を「ホワイト500」「ブライツ500」として認定)



■働きやすい職場認証制度

職場環境改善に向けたトラック、バス、タクシー事業者の取組を「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者の人材確保の取組を後押しすることを目的とした制度です。令和2年8月に国土交通省において創設されました。

<石川県の各種認定制度について>



■いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」

男女共同参画推進の取組を宣言する企業等を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定しており、女性活躍に向けた取組をさらに前進させるため、具体的な数値目標の設定を認定要件とした「女性活躍加速化クラス」を設けています。



■いしかわ健康経営宣言企業

企業等の「健康経営」を後押しするため、企業等が従業員の健康づくりに対する具体的な目標を宣言し、県がその企業を認定、支援します。健康経営宣言企業の認定は、全国健康保険協会石川支部及び健康保険組合連合会石川連合会等の保険者と協働で実施します。



■石川県ワークライフバランス企業登録

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届出した企業は、ワークライフバランスの推進に取り組む企業として、県に登録することができます。その中で男性従業員が子育てに参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「石川県パパ子育て応援企業」と認定しています。また、ワークライフバランスを図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組み、優れた成果があった企業を「石川県ワークライフバランス企業」として表彰しています。



■いしかわ魅力ある福祉職場制度

増加・多様化する介護・福祉ニーズに対応するため、介護・福祉サービスを支える人材を確保・養成していくことは喫緊の課題となっています。職員がやりがいを持ち、かつ、安心して働くことができる職場環境づくりに取り組む事業者を石川県が認定する制度です。